

平成28年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年4月8日(金) 午後1:30~午後2:30

2. 場 所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (8人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (2人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について
提供について

日程第4 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 28 年第 4 回 4 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1 番、畠山 賢悦君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 4 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3 番 長根 孝衛君 並びに 6 番 坂根 重友君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理について このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を 1 件受理したので、報告いたします。</p> <p>P 3、受付番号第 2 号の合意解約書の写しは、議案第 9 号でも説明いたしますが、青年就農給付金受給のため、解約を行うものであります。</p> <p>以上で議案第 5 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程第 4、議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>4 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について 別段面積を当委員会では新郷村全域を 30a に設定しており、農地法では下限面積 30a 以上ないと農地を取得できないこととなっております。この別段面積の設定については、毎年農業委員会で適正かどうか審議することとなっておりますので、見直しの</p>

	<p>必要性について意見を求めるものです。</p> <p>事務局としては農地法施行規則第 17 条第 1 項及び第 2 項に該当しないため、見直しはしなくてもいいのではないかとと思われます。なお 5 ページに公示(案)を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>また、今回の総会でご承認を頂きましたら同法 18 条により公示を行いますのでご了承願います。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 8 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第 5 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 6 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>6 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、売買 1 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 3 件、合計 5 件であります。</p> <p>P7、受付番号 6 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P9 農地法 3 条 1 項の調査書、P10-12 許可申請書の写し、P13 使用貸借契約書写し、P14 申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えま</p>

	<p>す。</p> <p>以上受付番号第6号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第5 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号8号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>20ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号8号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P21 農地法3条1項の調査書、P22 許可申請書の写し、P23 に農地等賃貸借契約書の写し、P24, に申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>貸付人が高齢及び労働力不足で営農できないため、賃貸借の申請したものです。なお、借受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第6 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号10号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>25ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号9号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P26 農地法3条1項の調査書、P27 許可申請書の写し、P28 に使用貸借契約</p>

	<p>書の写し、P29 申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親族間の使用貸借によるものであり、借り受け人が青年就農給付金の受給のため申請したものです。また経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第 9 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第 6 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 10 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>30 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号 10 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P31 農地法 3 条 1 項の調査書、P32 許可申請書の写し、P33 申請地の位置図、P34-35 に現況写真、P36-38 に営農計画書の写し、P39 確約書の写し、P40-49 に組合の定款の写し、P50-54 に履歴事項全部証明書の写し、及び会社概要の写しを添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農業所有適格法人(農業生産法人)の適格要件は履歴事項全部証明書の写し及び定款により確認し、農地法第 2 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。</p> <p>申請地箇所は、譲渡人が高齢により離農したため、申請したものです。また譲受人は、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時十時など、別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第 10 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第9号の受付番号6号から10号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成28年 第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名者

署名者